平成２９年（フ）第６０号
千葉県八街市八街ろ87番地24
債務者　大矢　茂生
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第８０号
千葉県富里市久能781番地２
債務者　小堀　義直
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第８６号
千葉県成田市橋賀台３丁目５番地（20棟103号）
債務者　前野　芳枝
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１２号
宮城県石巻市錦町２番12号
債務者　後藤　　浩
1　決定年月日時　平成29年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第１２３号
埼玉県越谷市大字恩間260番地１
債務者　齋藤　　恵
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１６４号
埼玉県三郷市幸房293番地１　ハイラーク三郷208号
債務者　鶴見　昌子
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１７６号
埼玉県越谷市花田４丁目16番地23
債務者　山崎　博昭
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１８８号
埼玉県草加市両新田西町136番地９　ファミールモリＮｏ．３―201号、旧住所埼玉県草加市新里町200番地１
債務者　宮内　尚美
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１１９９号
大阪府寝屋川市香里南之町19番25―1001号
債務者　佐々木陽子
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２２９号
大阪市北区長柄東２丁目１番24―1116号
債務者　佐藤奈々絵
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２８６号
大阪市住之江区北加賀屋５丁目１番３―1205号
債務者　仲手川英理子
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２８８号
大阪府高槻市津之江町１丁目24番８号
債務者　伊勢　夕子
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８号
大分県杵築市大字宮司639番地　メゾン守末１号棟202号
債務者　岸本　菊枝（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午後１時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２９年（フ）第３２７号
東京都東村山市栄町３丁目13番地栄町３丁目第３アパート１―411
債務者　石川　良光
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３２８号
東京都東村山市栄町３丁目13番地栄町３丁目第３アパート１―411
債務者　石川美奈子
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２３号
長崎県佐世保市松瀬町292番地３
債務者　横田　順子
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係